



1993.7

財団法人小山台 会報

第3号

INTERVIEW●第3回ゲスト

舞田正達氏

浄財に託す夢●滝澤利夫

事業計画委員会レポート●鈴木弘喜／滝口 東／塩野入啓晃

高校だより●小林日忠

法人設立30周年記念にあたって●下河原五郎

隨筆●佐藤忠三郎／杉山直子

財団の動向●永井寿雄／増田次郎

役員・委員一覧

法人設立三十周年記念にあたつて

一校地売却に関連した独り言一



元校長・元理事長 下河原 五郎

財団法人小山台が、設立三十周年を迎えるに着実にその組織を固め、大きく飛躍の第一歩を踏み出されたことに、心からお祝いを申し上げる次第です。

この度の記念号の発行にあたって、谷正晴事務局長より、財団が所有する校地の、都への売却問題の前半にかかわった私に、その思い出などを交えて寄稿の依頼を受けた。財団の歴史的ななかで、大きなインパクトの一つとなつたこのことを記録に残しておくことも、財団の今後のさらなる発展のために無駄ではなかろうと考え、お引き受けすること

とした。当時の責任者の独り言としてお読みいただければ幸いである。

私が小山台高校にお世話をなつたのは、昭和五十八年四月であった。当時学校は、新校舎改築の第一期工事が完了して間もない時であり、前任校長から、近隣住民との様々な問題について、引き継ぎを受けていたが、果たして着任早々第二期工事にかかる様々な要求が出され、毎週のように夜遅くまで住民と話し合ひを持つたことを思い出す。

これらの住民問題解決の大要素のなかに、財団と考へ、お引き受けすること

ろな面で深くかかわつていだのである。

財団設立の経緯については、小山台高校七十周年記念誌に詳しく述べられていており、学校設立当時の在校生父母の有志や、その後の父母会の有志の方々の活動によって、数次に分けて土地を購入し、プールや体育館を建設し、また定時制P.T.A.の方々の净財によって鹿沢寮を建設し、小山台高校の充実発展にお力添えをいたいきた。その後、これらの財産を母体として、

従つて、当時は財团運営立されたのである。

の主体は当然学校中心であり、私が着任した当時も校長が理事長を兼務するものであった。しかし、基本財産を除く運用財産は、基本財産から生ずるわずかな結果のみで、法人としての活動は全くできず、鹿沢寮の維持管理にすら不足する現状であった。従つて評議員会も殆ど有名無実で、理事会も年一度の形式的なもので、殆ど開かれないと見られ、その判断によつて、そ

の後の生徒諸君のスポーツ活動や体位の向上に計りしれない役割を果たしてきたのである。

しかしながら、我が国経済のその後の著しい発展や、地価の高騰など、財団設立によって建設したが、その後に必要な維持管理費はなく、

都へ寄付移管せざるを得ない状況から、当時の校長兼理事長名で、財団所有地の都への五十年間無償賃貸契約と引き換えに、維持管理をお願いしたことは、理事会の議事録が見当たらぬとはいえ、当時の状況からすれば最善の方策と考えられ、その判断によつて、そ

の後の生徒諸君のスポーツ活動や体位の向上に計りしれない役割を果たしてきたのである。

しかしながら、我が国経済のその後の著しい発展や、地価の高騰など、財団設立当時とは社会状況も一変し、財团所有の校地の含み資産



設計画の推移についても知るところであり、また教育長をはじめ、各所管の部課長や実務担当者にも多くの知人やいろいろな面でお世話になつた数多くの方々があつた。

私が小山台高校に赴任した年の七月、府内の人事異動で、よく気心の知つた次長が教育長に昇格された際に、栄進のお祝い旁々直接教育長を訪ね、校舎改築の進捗状況や住民問題に加えて、財団所有の校地の問題についても報告した。その

価値は膨大なものとなり、校舎改築に伴う北側住民との話し合いのなかで、教育

改築に伴い、同時に旧体育馆も改築してほしいという学校の気持から、体育馆の充実を図ると共に、教育府側の工事を円満に進める責任を負う教育庁の一出先機関の長とみた校長の立場と、法人の財産を守りそれを有効に利用する理事長の立場とが、必ずしも一致しない問題が生じていた。

例えば、当時の校舎全面

改築の要望書のなかに、体育馆用地の都への寄贈の意志を記してあつたり、また北側住民の要望に応えるために、外壁を道路から二メートル引き込めて建てる

ことなどが決められていた。このような状況のなかで赴任した私にとって、土地

問題も含めて、学校経営と法人経営との両者の問題を解決しておくことが、今後の学校の発展のため、在任中の不可欠の仕事の一つであると考えたのである。

幸い私は十四年間に亘つて教育庁の職員として、教

育行政の一端を担つて仕事

をしてきた関係から、都の教育行政の考え方や、生徒の急増期に伴う新設校の建

設立問題を取扱つて、土地

の貸借問題や都への買い

上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設部

を訪れ、近い将来再び考え

ねばならない体育馆の改築

時の問題や、それに伴う土

地の貸借問題や都への買

い上げについて、施設部担当

職員と非公式に話を続け、

教育庁側への本校の財団私

有地問題の意識づけと、財

団や学校側の準備の在り方

その執行の方法などについ

て、お互いの理解を進めて

いたのである。

これらの状況のなかから、新体育馆の改築を行うには、土地問題の解決が必要であ

り、土地を都へ売却するな

らば、まず財団の改組が不

可欠であると判断し、当時

の菊桜会の平田会長（財団

理事）と個人的に会い、法

人の理事長と校長とは別人

にするここと、理事会・評議

員会の合法的・合理的な組

織化を図ることなど私の氣

持を話し、平田会長として

も私の考えに強く賛同を得

たのである。

これをもとに、正式の理

事会においても、財団所有

地の問題を取り上げ、都へ

をしている仲であった。そ

こで、その後も度々施設

の売却と、法人改組の方向については賛同が得られたものの、具体的な改組の方法は、私としてもかなりの日時と心を碎いたものであつた。

土地問題については、契約期限の途中で売却の方向に変換する理由づけなど、菊桜会の浜田・鈴木両弁護士に大きなご助力をいただきいたことが懐しい。

また改組の問題については、人事の問題であり、一つ誤れば後に大きなしきりを残すことになる。人事の構成は理事会に諮つて決められるのが原則であるが、改革にあたつての原案は誰もが納得のできるものを理事長の私が示す責任があり、またそれが望ましい。これまでの学校主導の構成を改め、しかも将来に亘つても、全・定の父母、学校、同窓会の各推薦母体が仲良く協力し合える組織でなければならぬ。さらに理事長の選任について、土地の売却が実現した暁にはかなりの資金が得られることから、様々な事業を行うことが予想される。従つて広い視野と長

期の見通しをもつて計画を立て、また組織をまとめていかなければならず、同窓会の援助がなければできないことであり、菊桜会の平田会長にお願いすることに決断したのである。

勿論、そこに到るまでに、私は率直に意見を述べてくれた方々が何人もあつたのを付記しておきたい。

その主なものは、私の校長時代に無理して法人の改組をしないで、売却が具体化した時点の校長に申し送つたほうがよいのではないかという忠告と、理事長は校長が続けるべきで、あえて他に譲るべきではないといふものであった。

その理由は、私に判断の失敗をさせたくないということによるものではないということである。同窓会の積極的な協力を得ることは有り難いことではあるが、財団活動の主体が同窓会活動のなかに飲み込まれてしまふ恐れを感じたからであろう。

しかしながら、土地を買

う都の立場に立つて考えれば、多額の譲渡金を受け取る団体が、公正で信頼のおける団体であること、公益法人としての広い視野と、実際に継続的な活動力を持つた組織団体であることが必須の条件であり、このような条件を事前に満たしておくれる必要があり、同窓会の力を借りなければ、この問題は解決しないと判断したのであった。

実際の改組にあたつては、各推薦母体から選出される理事、評議員のバランスを考え、平田会長を理事長に、また校長を副理事長とする一方で、理事会の司会・進行は副理事長が勤め、議長は理事長および副理事長が共同して当たることを理事会に求め、全理事の賛同を得て議事録(S 63・6・8)に内規として明記したのも、学校側と同窓会が一体となつて法人活動を進めることを願つたからであった。

理事会および評議員会の改組が決まり、新しい平田理事長と校長との二人で、正式に教育庁に新体育館改築と財団所有の土地の都へ

の買い上げの要望書を文書をもつて提出したのは、私が小山台高校に着任以来五年有余を経過した七月であった。そこには近い将来に新体育館の改築と同時に校地の都への売却が必ず実現するという確信があつたからである。その理由は、教育長をはじめ、関係部局では本校土地問題は十分熟知していることと同時に、担当各部局も積極的に購入の方向で考え、知事部局における予算上の措置も考えられており、小山台高校が私の生まれた地元の最も近い高校であり、同窓会にも私の知己が多く居られ、私自身もはじめから特別な親しさである。

残された点は、具体的な売買額や契約をどうするかと、それに伴う事務の進行上の問題であり、新理事長と後任校長にその判断をお願いする気持であった。「金は争いのもの」とも言われるが、大きな基本財産を持つた財団法人小山台が、今後とも互いの各推薦母体が力を合わせ、小山台高校のさらなる発展を期し、合併の育成のため、公益法人としての活躍と発展を期されることを心から願うものである。